

令和 6 年度における福島家庭裁判所の本庁、支部及び出張所の裁判官の配置、裁判事務の分配、裁判官の代理順序及び開廷の日割等について

福島家庭裁判所
(令和 5 年 12 月 19 日裁判官会議)
(令和 6 年 3 月 15 日裁判官会議決議)

令和 6 年度における福島家庭裁判所の本庁、支部及び出張所の裁判官の配置、裁判事務の分配、裁判官の代理順序及び開廷の日割等を次のように定める。

第 1 本庁

1 裁判官の配置	判 事 (所長)	森 田 浩 美
	判 事	小 川 理 佳
	判 事	島 田 環
	判 事	吉 岡 正 智
	判 事	荒 井 格
	判 事	園 田 稔
	判事補	飯 田 悠 斗
	判事補	渡 邊 小 百 合

2 裁判事務の分配

別紙第 1 の 1 のとおり

3 裁判官の代理順序

(1) 家事事件

ア 一人の裁判官で取り扱う事件

森田裁判官、吉岡裁判官又は荒井裁判官に差し支えがあるときは園田裁判官が、園田裁判官に差し支えがあるときは森田裁判官がこれを代理する。

以上の場合を除き、裁判官に差し支えがあるときは、各裁判官の協議によりこれを代理する者を定める。

イ 合議体で取り扱う事件

裁判長（森田裁判官）に差し支えがあるときは、園田裁判官がこれを代理する。以上の場合を除き、裁判官に差し支えがあるときは、各裁判官の協議によりこれを代理する者を定める。

(2) 少年事件

ア 一人の裁判官で取り扱う事件

園田裁判官に差し支えがあるときは飯田裁判官が、飯田裁判官に差し支えがあるときは園田裁判官がこれを代理し、園田裁判官及び飯田裁判官に差し支えがあるときは荒井裁判官又は島田裁判官が、順次これを代理する。

以上の場合を除き、裁判官に差し支えがあるときは、各裁判官の協議によりこれを代理する者を定める。

イ 合議体で取り扱う事件

裁判長（園田裁判官）に差し支えがあるときは、島田裁判官がこれを代理する。以上の場合を除き、裁判官に差し支えがあるときは、各裁判官の協議によりこれを代理する者を定める。

4 開廷の日割

別表のとおり

第2 支部等

1 相馬支部

(1) 裁判官の配置 判事（支部長） 岩田 真吾

(2) 裁判事務の分配

事件の全部を岩田裁判官に配填する。

(3) 裁判官の代理順序

岩田裁判官に差し支えがあるときは、本庁の園田裁判官が填補してこれを

代理する。

(4) 開廷の日割

隨時開廷する。

(5) 事件の回付

ア 裁定合議相当事件

合議体で審判又は審理及び裁判をするのが相当と認められる事件については、これを本庁に回付する。

イ 法定合議事件

法定合議事件は、これを本庁に回付する。

2 郡山支部

(1) 裁判官の配置

判 事 (支部長)	足 立 拓 人
判 事	下 山 洋 司
判 事	岩 崎 理 子
判 事	百 瀬 玲
判 事	菊 地 真 帆
判事補 (職權特例)	本 村 理 絵
(会津若松支部から填補)	
判事補	竹 田 美 波

(2) 裁判事務の分配

別紙第2の1のとおり

(3) 裁判官の代理順序

ア 一人の裁判官で取り扱う事件

裁判官に差し支えがあるときは、各裁判官の協議によりこれを代理する者を定める。

イ 合議体で取り扱う事件

裁判長 (足立裁判官) に差し支えがあるときは、下山裁判官がこれを代

理する。以上の場合を除き、裁判官に差し支えがあるときは、各裁判官の協議によりこれを代理する者を定める。

(4) 開廷の日割

人事訴訟事件及び通常訴訟事件については、火曜日、木曜日及び金曜日に開廷する。その他の事件については、随時開廷する。

3 白河支部

(1) 裁判官の配置 判 事 (支部長) 菊 地 拓 也

(2) 裁判事務の分配

事件の全部を菊地拓也裁判官に配填する。

(3) 裁判官の代理順序

菊地拓也裁判官に差し支えがあるときは郡山支部の岩崎裁判官が填補してこれを代理する。

(4) 開廷の日割

随時開廷する。

(5) 事件の回付

ア 裁定合議相当事件

合議体で審判又は審理及び裁判をするのが相当と認められる事件については、これを郡山支部に回付する。

イ 法定合議事件

法定合議事件は、これを郡山支部に回付する。

4 会津若松支部

(1) 裁判官の配置 判 事 (支部長) 佐 藤 久 貴

判 事 島 崎 卓 二

判事補 (職權特例) 本 村 理 絵

(2) 裁判事務の分配

別紙第3の1のとおり

(3) 裁判官の代理順序

ア 一人の裁判官で取り扱う事件

佐藤久貴裁判官に差し支えがあるときは島崎裁判官が、島崎裁判官に差し支えがあるときは本村裁判官が、本村裁判官に差し支えがあるときは佐藤久貴裁判官が、それぞれ代理する。

佐藤久貴裁判官、島崎裁判官及び本村裁判官に差し支えがあるときは、郡山支部の裁判官が填補してこれを代理する。

イ 合議体で取り扱う事件

裁判長（佐藤久貴裁判官）に差し支えがあるときは、島崎裁判官がこれを代理する。以上の場合を除き、裁判官に差し支えがあるときは、郡山支部及び会津若松支部の各裁判官の協議によりこれを代理する者を定める。

(4) 開廷の日割

隨時開廷する。

5 いわき支部

(1) 裁判官の配置	判 事（支部長）	齊 藤 研一郎
	判事補（職権特例）	有 本 祥 子
	判事補（職権特例）	佐 藤 秀 海
	判事補（職権特例）	内 村 諭 史

(2) 裁判事務の分配

別紙第4の1のとおり

(3) 裁判官の代理順序

ア 一人の裁判官で取り扱う事件

裁判官に差し支えがあるときは、各裁判官の協議によりこれを代理する者を定める。

イ 合議体で取り扱う事件

裁判長（齊藤裁判官）に差し支えがあるときは、佐藤秀海裁判官又は有

本裁判官が、この順序で代理する。以上の場合を除き、裁判官に差し支えがあるときは、各裁判官の協議によりこれを代理する者を定める。

(4) 開廷の日割

別表のとおり

6 棚倉出張所

(1) 裁判官の配置 判 事 菊 地 拓 也
(白河支部から填補)

(2) 裁判事務の分配

事件の全部を菊地拓也裁判官に配填する。

(3) 裁判官の代理順序

菊地拓也裁判官に差し支えがあるときは、郡山支部の岩崎裁判官が填補してこれを代理する。

(4) 開廷の日割

毎月第2及び第4木曜日に開廷する。ただし、必要があるときは隨時開廷する。

(5) 事件の回付

ア 裁定合議相当事件

合議体で審判するのが相当と認められる事件については、これを郡山支部に回付する。

イ 法定合議事件

法定合議事件は、これを郡山支部に回付する。

7 田島出張所

(1) 裁判官の配置 判 事 島 崎 卓 二
(会津若松支部から填補)

(2) 裁判事務の分配

事件の全部を島崎裁判官に配填する。

(3) 裁判官の代理順序

島崎裁判官に差し支えがあるときは、会津若松支部の佐藤久貴裁判官が填補してこれを代理する。

(4) 開廷の日割

毎月第2及び第4火曜日を開廷する。ただし、必要があるときは隨時開廷する。

(5) 事件の回付

ア 裁定合議相当事件

合議体で審判するのが相当と認められる事件については、これを会津若松支部に回付する。

イ 法定合議事件

法定合議事件は、これを会津若松支部に回付する。

第3 関連事件の定義

関連事件とは、家事事件にあっては、同一の裁判官若しくは合議体又は調停委員会によって処理するのを相当と認められるものをいい、少年事件にあっては、刑事訴訟法9条に掲げるものをいう。

第4 裁判官の填補

1 本庁、会津若松支部及びいわき支部への填補の必要が生じたときは、郡山支部長の指定する同支部の裁判官が填補し、郡山支部への填補の必要が生じたときは、所長の指定する本庁の裁判官が填補する。

2 1によって填補裁判官を定めることができないときは、所長が当裁判所の裁判官の中から填補裁判官を指定する。

第5 裁判官の填補に関する特例

1 檢察官送致決定がなされた少年からの被疑者国選弁護人選任請求処理のための填補

当直を実施していない支部において、少年鑑別所送致の観護措置がとられて

いる少年から国選弁護人選任請求を受け、日本司法支援センターに指名通知依頼をしたが、指名通知が休日になる旨の連絡があった場合、選任請求を受理した庁が白河支部であるときは郡山支部が、その他の支部であるときは本庁が、それぞれ事務を引き継いで選任手続を処理することとし、第4の定めにかかわらず、事務を引き継いだ本庁又は郡山支部の裁判官が填補する。填補する裁判官は、本庁又は郡山支部の裁判官の協議により定める。

2 国選付添人選任手続処理のための填補

1の定めは、当直を実施していない支部において、少年法22条の3第1項及び同第2項並びに同法22条の5第1項及び同第2項に基づき、国選付添人を選任する場合であって、日本司法支援センターに対し国選付添人選任のための指名通知依頼をしたが、指名通知が休日になる旨の連絡があった場合について、準用する。

第6 所長の応急措置

第1及び第2に定める裁判官の配置、裁判事務の分配及び裁判官の代理順序によることが困難な場合において、裁判事務の取扱上さし迫った必要があるときは、所長は、応急の措置を講ずることができる。

第7 事件の担当替え

裁判官は、同一の庁の他の裁判官との協議により、その担当する事件を他の裁判官の担当とすることができます。

第8 事件の回付

裁判官は、その担当する事件について、相当と認めるときは、本庁又は他の支部若しくは出張所にこれを回付することができる。

附 則

この定めは、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この定めは、令和6年4月1日から施行する。

(別紙第1の1)

本庁の裁判事務の分配について

1 家事事件

(1) 一人の裁判官で取り扱う事件

ア 一人の裁判官で取り扱う事件は、イを除き、事件別に受理の順序に従って、別紙第1の2のとおり配填する。この場合において、1通の申立書に係る複数の事件は、配填上は1件とし、新件による配填調整を行わない。

イ(ア) 福島地方裁判所の本庁に係属する民事訴訟事件が本庁の家事調停に付された場合において、一人の裁判官で取り扱う訴訟事件であるときは、その訴訟事件の担当裁判官に配填し、合議体が担当する訴訟事件であるときは、当該合議体の裁判長が指定する当該合議体の裁判官に配填する。

イ(イ) 本庁に係属する人事訴訟事件が家事調停に付された場合において、一人の裁判官で取り扱う訴訟事件であるときは、その訴訟事件の担当裁判官に配填し、合議体が担当する訴訟事件であるときは、当該合議体の裁判長が指定する当該合議体の裁判官に配填する。

イ(ウ) 差戻し事件は、原裁判に関与した裁判官に配填しない。この場合には新件による配填調整を行う。

(2) 合議体で取り扱う事件

ア 合議体で取り扱う事件は、イを除き、森田裁判官（裁判長）、園田裁判官及び荒井裁判官で構成する合議体が取り扱う。

イ 本庁の裁判官に対する除斥・忌避申立事件

本庁の裁判官に対する除斥・忌避申立事件は、小川裁判官（裁判長）、吉岡裁判官及び飯田裁判官で構成する合議体が取り扱う。

ウ ア又はイのそれぞれにおいて差し支えがある場合

所長が指定する本庁の他の裁判官が代理する。

これによれないときは、本文第4の定めにより填補した裁判官が代理する。

(3) 関連事件

新たに受理した事件が先に受理した係属事件の関連事件に当たるときは、新たに受理した事件は先に受理した事件を取り扱う裁判官、合議体又は調停委員会に配填する。この場合には新件による配填調整を行わない。

2 少年事件

(1) 一人の裁判官で取り扱う事件

ア 一人の裁判官で取り扱う事件は、イを除き、事件別に受理の順序に従って、別紙第1の2のとおり配填する。この場合において、同一の記録により送致された複数の少年の事件は、まとめて同一の裁判官に配填し、新件による配填調整を行う。

イ(ア) 少年法（以下「法」という。）55条の移送事件は、園田裁判官に配填する。ただし、法20条1項又は法62条1項の決定をした裁判官が園田裁判官であるときは、飯田裁判官に配填する。

(イ) 差戻し事件は、原裁判をした裁判官以外の裁判官に配填する。

(2) 合議体で取り扱う事件

ア 合議体で取り扱う事件は、イを除き、園田裁判官、島田裁判官及び飯田裁判官で構成する合議体が取り扱う。

イ 観護措置決定等に対する異議事件等

観護措置決定（法17条7項の規定により観護措置とみなされる法43条1項の請求による法17条1項2号の措置を含む。）及び観護措置更新決定に対する異議事件並びに裁判に対する準抗告事件は、小川裁判官（裁判長）、島田裁判官、荒井裁判官及び飯田裁判官のうち3人で構成する合議体が取り扱う。

ウ ア又はイのそれぞれにおいて差し支えがある場合

所長が指定する本庁の他の裁判官が代理する。

これによれないときは、本文第4の定めにより填補した裁判官が代理する。

(3) 関連事件

新たに受理した事件が先に受理した同一少年の係属中の事件の関連事件に当たるとき及び新たに受理した事件が先に受理した他の少年の係属中の事件の関連事件に当たるときは、新たに受理した事件は先に受理した事件を取り扱う裁判官又は合議体に配填する。ただし、先に受理した事件が在宅の道路交通法違反事件であるときは、新たに受理した事件は(1)又は(2)により配填し、先に受理した事件を新たに受理した事件を取り扱う裁判官又は合議体に担当替えする。

これらの場合においては新件による配填調整を行わない。

(別紙第1の2)

裁 判 事 務 の 分 配 表【本庁】

		裁 判 官				
事 件		森田	吉岡	荒井	園田	飯田
家事事件	人 事 訴 訟 事 件				全部	
	通 常 訴 訟 事 件				全部	
	審判事 件	相続放棄申述受理事件 子の氏変更許可申立事件 保護者の順位の変更及び保護者選任事件	2/5		3/5	
		後見事件	2/5	1/5	2/5	
		その余の事件	1/5		4/5	
	別表第二	調停から移行した事件			全部	
		遺産分割事件	1/5		4/5	
		その余の事件	1/5		4/5	
	調停事 件	一 般 事 件	3/10		3/10	4/10
		審判から移行した事件	審判担当 裁判官		審判担当 裁判官	
		遺産分割事件	3/10		3/10	4/10
		その余の事件	3/10		3/10	4/10
	家事事件手続法277条事件		2/5		3/5	
	保全命令事件				全部	
雑事件	別表第二	審判前の保全処分事件	本案担当 裁判官		本案担当 裁判官	
		その余の事件			全部	
	共助事件				全部	
少年事件	少年保護事件	身柄事件			全部	
		法20条2項又は法62条2項の事件			全部	
		その余の事件			2/5	3/5
		集団講習事件				全部
	準少年事件					全部
	少年審判雑事件					全部
	共助事件					全部

※時間外令状請求については別途定める。

※法55条の移送事件及び差戻し事件を除く。

※飯田裁判官担当の少年事件について検察官送致を行う場合には、その後の処理を園田裁判官が担当する。

(別紙第2の1)

郡山支部の裁判事務の分配について

1 家事事件

(1) 一人の裁判官で取り扱う事件

ア 一人の裁判官で取り扱う事件は、イを除き、事件別に受理の順序に従って、別紙第2の2のとおり配填する。この場合において、1通の申立書に係る複数の事件は、配填上は1件とし、新件による配填調整を行わない。

イ(ア) 福島地方裁判所郡山支部に係属する民事訴訟事件が郡山支部の家事調停に付された場合において、一人の裁判官で取り扱う訴訟事件であるときは、その訴訟事件の担当裁判官に配填し、合議体が担当する訴訟事件であるときは、足立裁判官に配填する。

(イ) 郡山支部に係属する人事訴訟事件が家事調停に付された場合において、一人の裁判官で取り扱う訴訟事件であるときは、その訴訟事件の担当裁判官に配填し、合議体が担当する訴訟事件であるときは、当該合議体の裁判長が指定する当該合議体の裁判官に配填する。

(ウ) 差戻し事件は、原裁判に関与した裁判官に配填しない。この場合には新件による配填調整を行う。

(2) 合議体で取り扱う事件

ア 合議体で取り扱う事件は、イを除き、足立裁判官（裁判長）、岩崎裁判官、百瀬裁判官、本村裁判官及び竹田裁判官のうち3人で構成する合議体が取り扱う。

イ 郡山支部の裁判官に対する除斥・忌避申立事件

郡山支部の裁判官に対する除斥・忌避申立事件は、別途、同支部において定める処理基準による。

(3) 関連事件

新たに受理した事件が先に受理した係属事件の関連事件に当たるときは、新たに受理した事件は先に受理した事件を取り扱う裁判官、合議体又は調停委員会に配填する。この場合には新件による配填調整を行わない。

2 少年事件

(1) 一人の裁判官で取り扱う事件

ア 一人の裁判官で取り扱う事件は、イを除き、事件別に受理の順序に従って、別紙第2の2のとおり配填する。この場合において、同一の記録により送致された複数の少年の事件は、まとめて同一の裁判官に配填し、新件による配填調整を行う。

イ(ア) 法55条の移送事件は、法20条1項又は法62条1項の決定をした裁判官以外の裁判官に配填する。

イ(イ) 差戻し事件は、原裁判をした裁判官以外の裁判官に配填する。

(2) 合議体で取り扱う事件

ア 合議体で取り扱う事件は、イを除き、足立裁判官（裁判長）、下山裁判官、岩崎裁判官、百瀬裁判官、菊地真帆裁判官、本村裁判官及び竹田裁判官のうち3人で構成する合議体が取り扱う。

イ 観護措置決定等に対する異議事件等

観護措置決定（法17条7項の規定により観護措置とみなされる法43条1項の請求による法17条1項2号の措置を含む。）及び観護措置更新決定に対する異議事件並びに準抗告事件は、別途、同支部において定める処理基準による。

(3) 関連事件

新たに受理した事件が先に受理した同一少年の係属中の事件の関連事件に当たるとき及び新たに受理した事件が先に受理した他の少年の係属中の事件の関連事件に当たるときは、新たに受理した事件は先に受理した事件を取り扱う裁

判官又は合議体に配填する。ただし、先に受理した事件が在宅の道路交通法違反事件であるときは、新たに受理した事件は(1)又は(2)により配填し、先に受理した事件を新たに受理した事件を取り扱う裁判官又は合議体に担当替えする。これらの場合においては新件による配填調整を行わない。

裁 判 事 務 の 分 配 表【郡山支部】

		裁 判 官				
事 件		足立	下山	岩崎	百瀬	菊地 (真)
家審 判事 件事 件		人事訴訟事件・通常訴訟事件		全部		
		相続放棄申述受理事件		全部		
		調停から移行した事件		調停担当 裁判官	調停担当 裁判官	調停担当 裁判官
		子の氏変更許可申立事件		全部		
		別表第二事件・児童福祉法28条、33条関係事件・民法834条ないし837条関係事件(親権喪失、親権停止、管理権喪失等)		1/6	3/6	2/6
		その余の事件(別表第一)		全部		
		後見事件		2/3	1/3	
		財産管理事件(不在管・相財管)		全部		
		審判から移行した事件		審判担当 裁判官	審判担当 裁判官	審判担当 裁判官
		その余の事件		1/6	3/6	2/6
保全命令事件				全部		
雜事 件	審判前の保全処分事件		本案担当 裁判官	本案担当 裁判官	本案担当 裁判官	本案担当 裁判官
	その余の事件		全部			
共助事件		全部				
少 年 保 護 事 件	一般 事 件	身柄事件				全部
		在宅事件		1/2		1/2
		簡易送致事件				全部
	交通 事 件	身柄事件				全部
		在宅事件				全部
	集団講習事件				全部	
	準少年事件				全部	
	少年審判雜事件				全部	
	共助事件				全部	

※ 一般事件は、交通事故に関する事件を除く。

※ 交通事件は、道路交通法違反事件及び一般事件のうち交通事故に

※ 時間外令状請求事件については別途定める。

※ 法55条の移送事件及び差戻し事件を除く。

(別紙第3の1)

会津若松支部の裁判事務の分配について

1 家事事件

(1) 一人の裁判官で取り扱う事件

ア 一人の裁判官で取り扱う事件は、イを除き、事件別に受理の順序に従って、別紙第3の2のとおり配填する。この場合において、1通の申立書に係る複数の事件は、配填上は1件とし、新件による配填調整を行わない。

イ(ア) 福島地方裁判所会津若松支部に係属する民事訴訟事件が会津若松支部の家事調停に付された場合において、一人の裁判官で取り扱う訴訟事件であるときは、その訴訟事件の担当裁判官に配填し、合議体が担当する訴訟事件であるときは、当該合議体の裁判長が指定する当該合議体の裁判官に配填する。

(イ) 会津若松支部に係属する人事訴訟事件が家事調停に付された場合において、一人の裁判官で取り扱う訴訟事件であるときは、その訴訟事件の担当裁判官に配填し、合議体が担当する訴訟事件であるときは、当該合議体の裁判長が指定する当該合議体の裁判官に配填する。

(ウ) 差戻し事件は、原裁判に関与した裁判官に配填しない。この場合には新件による配填調整を行う。

(2) 合議体で取り扱う事件

ア 合議体で取り扱う事件は、イを除き、佐藤久貴裁判官（裁判長）、島崎裁判官及び本村裁判官で構成する合議体が取り扱う。

イ 会津若松支部等の裁判官に対する除斥・忌避申立事件
会津若松支部の裁判官に対する除斥・忌避申立事件及び田島出張所から回付された同出張所の裁判官に対する除斥・忌避申立事件は、協議の上、原則

として郡山支部へ回付する。ただし、郡山支部に差し支えがあるときは本庁へ回付する。

(3) 関連事件

新たに受理した事件が先に受理した係属事件の関連事件に当たるときは、新たに受理した事件は先に受理した事件を取り扱う裁判官、合議体又は調停委員会に配填する。この場合には新件による配填調整を行わない。

2 少年事件

(1) 一人の裁判官で取り扱う事件

ア 一人の裁判官で取り扱う事件は、イを除き、事件別に受理の順序に従って、別紙第3の2のとおり配填する。この場合において、同一の記録により送致された複数の少年の事件は、まとめて同一の裁判官に配填し、新件による配填調整を行う。

イ(ア) 法55条の移送事件は、法20条1項又は法62条1項の決定をした裁判官以外の裁判官に配填する。

イ(イ) 差戻し事件は、原裁判をした裁判官以外の裁判官に配填する。

(2) 合議体で取り扱う事件

ア 合議体で取り扱う事件は、イを除き、佐藤久貴裁判官（裁判長）、島崎裁判官及び本村裁判官で構成する合議体が取り扱う。

イ 観護措置決定等に対する異議事件等

観護措置決定（法17条7項の規定により観護措置とみなされる法43条1項の請求による法17条1項2号の措置を含む。）及び観護措置更新決定に対する異議事件並びに準抗告事件は、協議の上、原則として郡山支部へ回付する。ただし、郡山支部に差し支えがあるときは本庁へ回付する。

(3) 関連事件

新たに受理した事件が先に受理した同一少年の係属中の事件の関連事件に当たるとき及び新たに受理した事件が先に受理した他の少年の係属中の事件の関

連事件に当たるときは、新たに受理した事件は先に受理した事件を取り扱う裁判官又は合議体に配達する。ただし、先に受理した事件が在宅の道路交通法違反事件であるときは、新たに受理した事件は(1)又は(2)により配達し、先に受理した事件を新たに受理した事件を取り扱う裁判官又は合議体に担当替えする。これらの場合においては、新件による配達調整は行わない。

(別紙第3の2)

裁 判 事 務 の 分 配 表【会津若松支部】

		裁 判 官		
事 件		佐藤 (久)	島崎	本村
家 事 事 件	人 事 訴 訟 事 件			全 部
	通 常 訴 訟 事 件			全 部
	審 判 事 件	調停から移行した事件	1/2	1/2
	調 停 事 件	その余の事件	1/2	1/2
		審判から移行した事件	1/2	1/2
	遺 産 分 割 事 件	1/2	1/2	
		その余の事件	1/2	1/2
	保 全 命 令 事 件			全 部
	雜 事 件	審判前の保全処分事件	1/2	1/2
		その余の事件	1/2	1/2
共 助 事 件		1/2	1/2	
少 年 事 件	少 年 保 護 事 件	身 柄 事 件		全 部
		一 般 事 件		全 部
	集 団 講 習 事 件 (合 同 相 当 事 件)			全 部
		準 少 年 事 件		全 部
	少 年 審 判 雜 事 件			全 部
		共 助 事 件		全 部

※時間外令状請求事件については別途定める。

※法55条の移送事件及び差戻し事件を除く。

(別紙第4の1)

いわき支部の裁判事務の分配について

1 家事事件

(1) 一人の裁判官で取り扱う事件

ア 一人の裁判官で取り扱う事件は、イを除き、事件別に受理の順序に従って、別紙第4の2のとおり配填する。この場合において、1通の申立書に係る複数の事件は、配填上は1件とし、新件による配填調整を行わない。

イ(ア) 福島地方裁判所いわき支部に係属する民事訴訟事件がいわき支部の家事調停に付された場合において、一人の裁判官で取り扱う訴訟事件であるときは、その訴訟事件の担当裁判官に配填し、合議体が担当する訴訟事件であるときは、齊藤裁判官に配填する。

(イ) いわき支部に係属する人事訴訟事件が家事調停に付された場合において、一人の裁判官で取り扱う訴訟事件であるときは、その訴訟事件の担当裁判官に配填し、合議体が担当する訴訟事件であるときは、当該合議体の裁判長が指名する当該合議体の裁判官に配填する。

(ウ) 差戻し事件は、原裁判に関与した裁判官に配填しない。この場合には新件による配填調整を行う。

(2) 合議体で取り扱う事件

ア 合議体で取り扱う事件は、イを除き、齊藤裁判官（裁判長）、佐藤秀海裁判官及び内村裁判官で構成する合議体が取り扱う。

イ いわき支部の裁判官に対する除斥・忌避申立事件

いわき支部の裁判官に対する除斥・忌避申立事件は、別途、同支部において定める処理基準による。

(3) 関連事件

新たに受理した事件が先に受理した係属事件の関連事件に当たるときは、新たに受理した事件は先に受理した事件を取り扱う裁判官、合議体又は調停委員会に配填する。この場合には新件による配填調整を行わない。

2 少年事件

(1) 一人の裁判官で取り扱う事件

ア 一人の裁判官で取り扱う事件は、有本裁判官に配填する。

イ 差戻し事件は、原裁判をした裁判官以外の裁判官に配填する。

(2) 合議体で取り扱う事件

ア 合議体で取り扱う事件は、イを除き、齊藤裁判官（裁判長）、有本裁判官及び佐藤秀海裁判官で構成する合議体が取り扱う。

イ 観護措置決定等に対する異議事件等

観護措置決定（法17条7項の規定により観護措置とみなされる法43条1項の請求による法17条1項2号の措置を含む。）及び観護措置更新決定に対する異議事件並びに準抗告事件は、別途、同支部において定める処理基準による。

(3) 関連事件

新たに受理した事件が先に受理した同一少年の係属中の事件の関連事件に当たるとき及び新たに受理した事件が先に受理した他の少年の係属中の事件の関連事件に当たるときは、新たに受理した事件は先に受理した事件を取り扱う裁判官又は合議体に配填する。ただし、先に受理した事件が在宅の道路交通法違反事件であるときは、新たに受理した事件は(1)又は(2)により配填し、先に受理した事件を新たに受理した事件を取り扱う裁判官又は合議体に担当替えする。

これらの場合においては新件による配填調整をしない。

(別紙第4の2)

裁判事務の分配表【いわき支部】

		裁判官			
事件		齊藤	有本	佐藤 (秀)	内村
家事事件	人 事 訴 訟 事 件		1/4	1/4	2/4
	通 常 訴 訟 事 件		1/4	1/4	2/4
	審 判 事 件	調停から移行した事件 子の氏変更許可申立事件 相続放棄等の申述受理事件	調停担当 裁判官 全部	調停担当 裁判官	調停担当 裁判官
	後見監督事件	1/3		1/3	1/3
	財産管理事件	全部			
	その余の事件 (1件ずつ配てん)	1/3		1/3	1/3
	調停事件	審判から移行した事件 遺産分割事件	審判担当 裁判官 1/2	審判担当 裁判官	審判担当 裁判官 1/2
		その余の事件 (2件ずつ配てん)	1/5	2/5	2/5
	保全命令事件	全部			
	雑事件	審判前の保全処分事件 その余の事件	本案担当 裁判官	本案担当 裁判官 全部	本案担当 裁判官
共助事件				全部	
少年事件	少 年 保 護 事 件	法20条2項又は法62条2項の事件 その余の事件		全部	
	準 少 年 事 件		全部		
	少 年 審 判 雜 事 件		全部		
	共 助 事 件		全部		

*時間外令状請求事件については別途定める。

別表

開廷日割表

本庁

	日 割					備 考
	月	火	水	木	金	
森田裁判官		家事調停		家事調停		合議事件及び少年審判は隨時
園田裁判官	家事調停	人事訴訟 通常訴訟	家事調停			
荒井裁判官			家事調停			

いわき支部

	日 割					備 考
	月	火	水	木	金	
齊藤裁判官	家事調停		合議事件			少年審判は隨時
有本裁判官			合議事件 (少年)		人事訴訟 通常訴訟	少年審判は隨時
佐藤(秀) 裁判官			合議事件	人事訴訟 通常訴訟	家事調停	少年審判は隨時
内村裁判官	人事訴訟 通常訴訟		合議事件 (家事)	家事調停		